

商品概要説明書

貯蓄貯金

(平成 25 年 10 月 1 日現在)

商 品 名	・貯蓄貯金
ご利用いただける方	・個人のみ
期 間	・期間の定めはありません。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預け入れできます。 ・1 円以上 ・1 円単位
払戻方法	・随時払い戻しできます。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・1 円以上 10 万円未満、10 万円以上 30 万円未満、30 万円以上 100 万円未満、100 万円以上 300 万円未満、300 万円以上の 5 段階の金額階層別金利設定を行い、毎日の最終残高が各々の金額階層に該当する期間について、該当期間における店頭表示の各々の金額階層の利率を適用します(変動金利)。 ・毎年 2 月と 8 月の当 J A 所定の日に支払います。 ・毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 1 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ・20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) ※の分離課税となります。 ※平成 49 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	・キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当 J A およびオンライン提携金融機関等の所定の手数料がかかることがあります。
付加できる特約事項	・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 ・普通貯金との間で資金を移動させるスウィングサービスの取扱いができます。
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当 J A 本支店または金融推進課(電話:018-832-6617)にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、秋田県農業協同組合中央会が設置・運営する秋田県 J A バンク相談所(電話:018-864-2030)でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融推進課または秋田県 J A バンク相談所にお申し出ください。 仙台弁護士会(J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記秋田県 J A バンク相談所にお申し出ください。)

その他参考となる 事項	・ 公共料金等の自動支払、および給与・年金・配当金・公社債元利金等の自動受取りにはご利用できません。 ・ 総合口座の取扱いはできません。 ・ 通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で 50 件以上あり、翌月 26 日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。
------------------------	--

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 新あきた